

「郵送型入札」による  
神戸市水道局所有地の貸付け  
実施要領  
【令和6年1月実施】

※この入札に参加するには、事前に申し込みが必要です。

入札参加申込受付期間：令和5年12月25日（月）～令和6年1月15日（月）  
※随意契約（落札者がない）場合は令和6年2月13日（火）から受付（先着順）

参加を希望される場合は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分理解したうえでご参加ください。

神戸市水道局経営企画課

# 目 次

1	「郵送型入札」の主な手順	1
2	「郵送型入札」実施要領	2
3	物件概要書・位置図・画地図	12
4	様 式	15
	① 郵送型入札参加申込書兼誓約書・同記入例	16
	② 神戸市市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書	18
	③ 委任状・同記入例	20
	④ 市有不動産借用願兼誓約書（随意契約用）・同記入例	22
	⑤ 入札参加書類送付用宛名ラベル	24
5	賃貸借契約書	25

## 「郵送型入札」の主な手順

I	入札参加申込み	入札参加希望者は、下記の参加申込期間中に、入札参加書類を一般書留または簡易書留にて郵送してください。	
		<b>参加申込期間</b> 令和5年12月25日(月)～令和6年1月15日(月) (必着)	
		送付先	〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番2号 神戸市水道局経営企画課 (活用ライン) <u>一般書留または簡易書留にて郵送(受付は郵送のみ)</u>
	入札参加書類	(1) 郵送型入札参加申込書兼誓約書 (2) 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書) (3) (法人のみ) 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕 (4) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書 (5) 委任状(代理人による入札及び契約を希望する場合のみ)及び受任者本人と確認できるもの(運転免許証など)の写し ※ (2)・(3)は発行後3ヶ月以内の原本	
II	入札保証金納付	入札参加受付後に、入札保証金の「納入通知書兼領収証書」や「入札書」の書式等を神戸市水道局よりお送りしますので、入札保証金を神戸市の公金収納取扱金融機関で納付してください。 <u>なお、「納入通知書兼領収証書」等入札必要書類が、令和6年1月22日(月)中に到着しない場合は、神戸市水道局経営企画課(活用ライン)までお問い合わせください。</u>	
III	入札	下記の入札期間中に、 <u>一般書留または簡易書留にて郵送してください。(入札は郵送のみ)</u>	
		<b>入札期間</b> 令和6年1月22日(月)～2月2日(金) (必着)	
		送付先	上記I入札参加申込みの送付先と同じ
	入札書類	(1) 入札書(入札書提出用封筒に封入のこと) (2) 入札保証金提出書(必要書類を貼付すること)	
IV	開札	<b>開札日時</b>	令和6年2月6日(火)午前10時より
		<b>開札場所</b>	神戸市水道局総合庁舎4階「大会議室」(エレベーターホール前) ※開札への参加は任意ですが、参加者は1名に限ります。
V	契約	必要書類等	(1) 落札通知書(落札決定後に神戸市水道局より送付します。) (2) 実印(代理人が契約を締結する場合は「委任状」に押印した代理人〔受任者〕の届出印) (3) (個人のみ) 後見の登記の通知を受けていないことの証明書 (4) (個人のみ) 破産に関する証明書 (5) 国税及び神戸市税に未納の税額がないことの証明書
		<b>契約締結期限</b>	令和6年3月1日(金)午後5時まで
VI	物件引渡し	契約期間の初日に、現状有姿で物件を引渡したものとします。	
VII	貸付料等の支払い	貸付料は、神戸市水道局が発行する納入通知書により納めてください。貸付料は原則として、年2回、前期分は4月末日、後期分は10月末日が納期限になります。	

# 「郵送型入札」実施要領

## 【1】事業の概要

郵送型入札による神戸市水道局所有地の貸付けを実施しますので、この入札への参加を希望される場合は、本要領に記載の事項を承知のうえ、「郵送型入札参加申込書兼誓約書」を提出してください（受付は郵送のみ）。また、現況、周辺環境や法令等の制限などについても、参加希望者ご自身で十分に調査してから入札に参加してください。

## 【2】入札物件

所在地	面積（㎡）
神戸市北区有野町唐櫃字弥五郎垣146番2、146番5、字ケン上畑 37番2、字フチ子垣142番1、143番1、134番3のうち	（概測） 1,633.88㎡

### ☆ 注 意 事 項 ☆

- 1 物件の貸付条件等については、物件概要書（P.13）で確認してください。
- 2 物件は、平面駐車場（時間貸し、月極駐車場含む）の用途以外には使用できません。
- 3 駐車場設備について
  - ① 現在当該土地は時間貸し駐車場として運営されていますが、貸付開始時は、現在設置されている貸付範囲内の駐車場設備（出入口料金ゲート・アスファルト舗装・車止めブロック・照明設備・看板）のうち、出入口料金ゲート、看板を撤去した状態での引き渡しになります。その他、駐車場管理運営上、必要な設備は落札者が設置してください。
  - ② 契約終了時には、落札者の費用をもって本件土地を原状（引渡し時の状況）に回復し返還してください。ただし、当局が、原状に回復することを要しないと認めたときはこの限りではありません。
  - ③ 電気使用にかかる手続き（関西電力との契約名義の変更等）は現事業者と協議して適切に行ってください。
- 4 用途に関係する設備以外の工作物の築造は認めません。
- 5 本件土地の維持、保存等に要する経費はすべて落札者の負担となります。
- 6 物件の貸付けは、民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する賃貸借契約で、建物所有の目的には使用できません。本契約を締結しても、いかなる借地権も発生しません。
- 7 最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したときは、その入札は無効となります。
- 8 落札後に契約を締結しなかった場合は、入札保証金の返還はできません。

## 【3】契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、神戸市水道局が認める場合、最大2年まで契約の延長を認めることがあります。なお、貸付地内では水道局が工事を予定していますので、契約を延長する場合の貸付面積や貸付

期間は、工事の進捗に伴って変更することがありますのでご了承ください。

#### 【4】入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。また、随意契約の申込資格（P.10【15】随意契約を参照）についても同様とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
  - (2) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び神戸市税について未納の税額がある者。
  - (3) 神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
    - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
    - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
    - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
    - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
    - オ 神戸市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
  - (4) 借受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
  - (5) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。
    - ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者。
    - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
    - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）第5条に該当する者）。
- （上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約解除の対象となります。）

**【神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）抜粋】**

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第4条 管理者は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、神戸市行財政局長を通じて本部長に対し照会を行うものとする。

- (1) 省略
  - (2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者
    - ア 次に掲げる書面を管理者又は市長に提出した者
      - (イ) 入札参加申込書
      - (イ) (イ)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面
    - イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者
    - ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方
    - エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者
  - (3) 省略
  - (4) 省略
  - (5) 省略
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として管理者が認める者
- 2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従わなければならない。
- 第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあつては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
  - (2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあつては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
  - (3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
  - (4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。
    - ア 前条第1項各号に掲げる者
    - イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあつては、当該法人等の役員
    - ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であつて、相当の責任の地位にある者
  - (5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
  - (6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託等を行い、その他当該事業者を利用していること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 【5】郵送型入札参加申込み

入札参加希望者は、下記の要領により入札参加申込みを必ず行ってください。

参加申込期限までに「郵送型入札参加申込書兼誓約書」が提出先に到着しなかった場合は、入

札に参加することはできません。

#### (1) 郵送型入札参加申込書兼誓約書の記入

「郵送型入札参加申込書兼誓約書」（P.16の書式をコピーするか、神戸市水道局ホームページよりダウンロードしてください。）に必要事項を記載し、実印を押印してください。

※ 「郵送型入札参加申込書兼誓約書」の記入例は、P.17をご参照ください。

※ 落札後の賃貸借契約の締結は、「郵送型入札参加申込書兼誓約書」に記載された名義でのみ行いますので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。

#### (2) 入札参加書類の提出

参加申込期限までに入札参加書類を郵送（**一般書留または簡易書留**）にて提出してください。

参加申込期限	令和6年1月15日（月）（必着）
--------	------------------

【提出先】 〒650-0016

神戸市中央区橘通3丁目4番2号

神戸市水道局経営企画課（活用ライン）

※ 送付には、P.24の「入札参加書類送付用宛名ラベル」をご利用ください。

※ 入札参加書類が申込期限までに到着しない場合は無効となりますので、余裕をもって発送してください。

※ 入札参加者から一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

#### (3) 入札参加書類

① 郵送型入札参加申込書兼誓約書（実印を押印のこと）

② 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

③ （法人のみ）登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕

④ 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書

⑤ 委任状及び受任者本人と確認できるもの（運転免許証など）の写し  
（代理人〔受任者〕による入札及び契約を希望する場合のみ）

※ ②③については、発行後3ヶ月以内の原本に限ります。

※ 「委任状」はP.20に添付している書式をコピーするか、神戸市水道局ホームページよりダウンロードしてください。

※ 委任状の記入例は、P.21をご参照ください。

#### (4) 入札必要書類の送付

入札参加受付後、入札参加資格の適合を確認した後に、神戸市水道局より入札に必要な次の書類を郵送します。（令和6年1月17日（水）頃発送予定）

① 入札書

② 入札保証金提出書

③ 入札保証金の「納入通知書兼領収証書」

④ 入札書提出用封筒

なお、令和6年1月22日（月）中に入札必要書類が到着しない場合は、神戸市水道局経営企画課（活用ライン）（電話078-381-7836）までご連絡ください。

#### 【6】質疑の受付

参加申込期間中、令和6年1月11日（木）午後5時まで、Eメールでのみ本件に関する質問

を受け付けます。回答は、随時質問者に対して行うとともに1月15日（月）までに入札参加申込者全員に全質疑応答を送付します。

質問の送付先Eメールアドレス：katsuyou\_wb@office.city.kobe.lg.jp

（アドレス内に数字はありません。）

Eメール記載必要事項：① 件名は「水道局所有地貸付け実施要領への質問」としてください。

② 送信者の次の情報を記載してください。

ア 住所

イ 法人名又は氏名

ウ 担当部署名

エ 担当者名

オ 電話番号

カ Eメールアドレス

※ なお、お電話での質問は受け付けておりませんのでご了承ください。また、この質疑応答をもって、本要領の補完、追加といたします。

## 【7】入札保証金の事前納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要がありますので、下記要領により納付してください。

### (1) 入札保証金額

¥104,000-

### (2) 納付方法

神戸市水道局より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、神戸市水道局の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。（納付済みの「納入通知書兼領収証書」の写しが入札書類提出の際に必要になります。P.7【8】入札方法 (2)入札保証金提出書の記載をご参照ください。）

※ 入札保証金が納付期限（令和6年2月2日（金））までに納付されていない場合、入札は**無効**となりますので、余裕をもって納付してください。

※ 入札保証金の納付には、必ず神戸市水道局より送付する「納入通知書兼領収証書」をご使用ください。それ以外の方法で入札保証金を納付された場合、入札は**無効**となります。

※ 落札できなかった場合の入札保証金の返還方法については、P.10【14】入札保証金の返還・帰属等をご参照ください。返還には、開札後2～3週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合などは、より時間を要することとなります。

※ 落札後に契約を締結しなかった場合、**入札保証金の返還はできません。また、今後2年間入札に参加することができません**ので、現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行ったうえで入札してください。

## 【8】入札方法

入札参加希望者は、P.5【5】郵送型入札参加申込み (4)入札必要書類の送付に定める必要書類により、下記のとおり入札してください。

なお、提出された「入札書」の書換え、引換え又は撤回を行うことはできません。

### (1) 入札書の記載・封入

- ① 「入札書」に必要事項を記載し、実印（委任されている場合は、届出印）を押印してください。
  - ※ 入札金額は、物件概要書記載の**最低月額貸付価格（172,000円【税抜き】）以上の税抜き月額賃料**を記載してください。物件概要書記載の最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したときは、その入札は**無効**となります。
  - ※ 入札金額は税抜きで記載してください。落札後は、入札金額に消費税及び地方消費税（10%）を加算した金額（小数点以下は切り捨て）を契約月額賃料とします。
  - ※ 金額のはじめの数字の前に必ず「¥」マークを記入してください。
  - ※ インク又はボールペンにより記入してください。
- ② 「入札書提出用封筒」に必要事項を記載のうえ、「入札書」のみを入れて、封をしてください。
- ③ 「入札書提出用封筒」に実印（委任されている場合は、届出印）で封かん部に割印をしてください。

### (2) 入札保証金提出書の記載

- ① 「入札保証金提出書」に必要事項を記載し、実印（委任されている場合は、届出印）を押印してください。
- ② 納付済みの「納入通知書兼領収証書」の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。
- ③ 返還用口座の口座番号と名義人の確認できる書類（通帳の表紙の裏面）の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。
  - ※ 入札保証金の返還用口座内容については、通帳等により正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、変更届の提出が必要となるなど、返還に日数を要することとなります。

### (3) 入札書類の提出

下記提出書類を、入札期限までに提出先に到着するように郵送（一般書留または簡易書留）にて提出してください。入札書類は郵送で受け付けます。直接持参された入札書類は受け付けませんのでご注意ください。

入札期間	令和6年1月22日（月）～2月2日（金）
------	----------------------

【提出先】（一般書留または簡易書留）

〒650-0016

神戸市中央区橘通3丁目4番2号

神戸市水道局経営企画課（活用ライン）

【提出書類】

○入札書提出用封筒（上記(1)により記載した入札書を封入したもの）

○入札保証金提出書（上記(2)により記載・作成したもの）

※ **入札書類が入札期限までに到着しない場合は無効となります。** 余裕をもって発送してください。郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

#### (4) 入札の変更等

入札書類を提出した後は、「入札書」の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

### 【9】開札

下記の日程により、開札を行います。なお、開札への参加は任意ですが、参加は1名でお願いします。ただし、入札参加者以外の方が開札会場へ入場することはできません。

#### (1) 日時

令和6年2月6日（火）午前10時より

#### (2) 場所

神戸市中央区橘通3丁目4番2号

神戸市水道局総合庁舎4階「大会議室」（エレベーターホール前）

#### (3) 持参物

開札会場への入場には、入札保証金の「**納入通知書兼領収証書（原本）**」が必要となりますので、必ずご持参ください。

#### (4) 落札者の決定

有効な入札のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、後日、入札保証金の未納付や入札者の資格の欠如などP.8【10】入札の無効に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、有効な入札のうち次に高い価格をもって入札した者を落札者とします。

#### ※ 同価の場合

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していない者など、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない神戸市水道局職員にくじを引かせます。

#### (5) 結果の通知

開札結果は、開札日の翌日以降に入札参加者全員に対して郵送いたします。

（令和6年2月7日（水）発送予定）

#### (6) その他

開札会場では、落札者の氏名及び落札金額を発表いたします。

### 【10】入札の無効

本実施要領に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- 「郵送型入札参加申込書兼誓約書」若しくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- 最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したとき。
- 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- 「入札書」に記名及び押印がないとき。
- 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。
- 2通以上の「入札書」を提出したとき。
- 入札保証金を納入期限までに納付せず、又はその金額に不足があるとき。

- 代理人〔受任者〕による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。
- 入札者及びその代理人〔受任者〕が他の入札代理人〔受任者〕となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- 入札者の資格のない者が入札したとき。
- 神戸市水道局から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 【11】その他

### (1) 入札結果の公開

入札参加者全員の入札額（落札額含む）及び落札者名は公開とします（開札日の午後4時以降、神戸市水道局総合庁舎4階 水道局経営企画課に掲示します）。また、落札者が法人の場合は、落札者の所在地及び連絡先（電話番号、担当部署等）を公開することがあります。

開札結果は、開札日の午後4時以降、神戸市水道局ホームページにも掲載します。

### (2) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を中止または延期することがあります。

### (3) 再入札

再入札は行いません。

## 【12】契約の手続き

### (1) 賃貸借契約の締結

落札者は原則として、物件概要書に記載している貸付期間の賃貸借契約を、神戸市水道局と締結することになります。賃貸借契約書の書式はP.25～28に記載しているとおりです。契約締結後は、これを遵守していただくこととなりますので事前に確認しておいてください。

### (2) 必要書類等

- ① 落札通知書（落札決定後に神戸市水道局より送付します。）
- ② 実印（代理人〔受任者〕が契約を締結する場合は、「委任状」に押印した代理人〔受任者〕の届出印）
- ③ （個人のみ）後見の登記の通知を受けていないことの証明書  
※ 本籍地の市町村で交付してもらってください。
- ④ （個人のみ）破産に関する証明書  
※ 本籍地の市町村で交付してもらってください。
- ⑤ 国税の納税証明書及び神戸市税の滞納がないことの証明書  
国 税：納税証明書その3の2またはその3の3（納税地の所轄税務署で発行）  
神戸市税：滞納がないことの証明書（新長田合同庁舎で発行）  
※ 神戸市内に営業拠点がない等、神戸市の未納がないことの証明ができない場合は、神戸市税の納税義務がないということの申立書を提出していただきます。  
※ 直近（前年分又は前年度分）の状況のわかる証明書原本をご提出ください。

### (3) 契約締結

下記契約締結期限までに、署名・押印した「賃貸借契約書」を提出していただきます。

契約締結期限 令和6年3月1日（金）午後5時まで

### 【13】契約の確定

契約は、神戸市水道局が落札者とともに「賃貸借契約書」に署名・押印したときに確定します。

### 【14】入札保証金の返還・帰属等

#### (1) 返還方法

- ① 落札者以外の者が納付した入札保証金は、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の口座に振込む方法により、利息を付けずに返還します。
- ② 落札者が納付した入札保証金は、契約締結後、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の口座に振込む方法により、利息を付けずに返還します。
- ③ 返還には開札後2～3週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合は、変更届の提出が必要となるなど、より時間を要します。

#### (2) 入札保証金の帰属

落札者が、契約締結期限までに契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は神戸市水道局に帰属します。

### 【15】随意契約

落札者が決定しなかった場合は、随意契約にて貸し付ける場合があります。先着順で「市有不動産借用願兼誓約書」を提出していただき、物件概要書記載の最低月額貸付価格以上の月額賃料の記載があった場合に契約手続きを進めていきます。

#### (1) 随意契約対象物件

落札者がなかった場合は、開札終了後、神戸市水道局総合庁舎4階 水道局経営企画課に掲示するとともに、神戸市水道局ホームページに掲載します。

#### (2) 借用願提出期間

借用願提出期間 令和6年2月13日（火）～令和6年3月29日（金）午後5時まで

#### (3) 借用願提出方法

「市有不動産借用願兼誓約書」（P.22の書式をコピーするか、神戸市水道局ホームページよりダウンロードしてください。）に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類を添えて、下記まで持参してください。

- ① 添付書類
    - ㉞ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
    - ㉟ （法人のみ）登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕
    - ㊱ 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
    - ㊲ 委任状及び受任者本人と確認できるもの（運転免許証など）の写し  
（代理人〔受任者〕による入札及び契約を希望する場合のみ）
- ※ ㉞㉟については、発行後3ヶ月以内の原本に限ります。

② 提出先

神戸市中央区橋通3丁目4番2号 神戸市水道局総合庁舎4階  
水道局経営企画課（活用ライン）

- ※ 受付時間は午前9時～12時、午後1時～5時（土・日・祝日除く）
- ※ **郵送での借用願いの提出は受け付けません**ので、必ず持参してください。
- ※ 「市有不動産借用願兼誓約書」の記入例は、P.23をご参照ください。

(4) 契約者の決定方法

先着順での受付となります。記載内容、添付書類に不備がなく、最低月額貸付価格以上の月額賃料を提示した者と契約します。なお、受付の初日〔令和6年2月13日（火）〕については、午前9時に神戸市水道局総合庁舎4階の水道局経営企画課（活用ライン）に到着している者は同着とみなします。その中でより高い金額を提示した者と契約します。また、同額の場合は、抽選により契約者を決定します。

(5) 契約者決定以降の手続き

決定した契約者は、P.9【12】契約の手続きと同様に賃貸借契約を締結します。

(6) その他

随意契約が成立した場合は、P.9【11】その他 (1)入札結果の公開と同様に結果を公開します。

【16】土地の引渡し

賃貸物件は、令和6年4月1日に、現状有姿で引渡します。

【17】注意事項

- (1) 入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。  
なお、土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。
- (2) 位置図等は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくために作成した図面です。現地の状況は、必ず入札参加者自身で事前にご確認ください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

## 物件概要書・位置図・画地図

### ☆ 注 意 事 項 ☆

#### ( 物 件 概 要 書 )

- 物件概要書は、入札参加者が貸付物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- 建物所有目的には使用できません。
- 最低月額貸付価格未満の入札は無効となります。
- 本物件の貸付けについては、消費税及び地方消費税（税率 10%）がかかります。入札金額は税抜きで記載していただきますが、契約は入札額に消費税及び地方消費税を加算した額を契約月額賃料として締結します。）
- 消費税が変動する場合は、貸付価格にも反映させます。

#### ( 位 置 図 )

- 位置図は、現地調査のための参考資料ですので、道路の整備や建物の新築・解体などにより現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

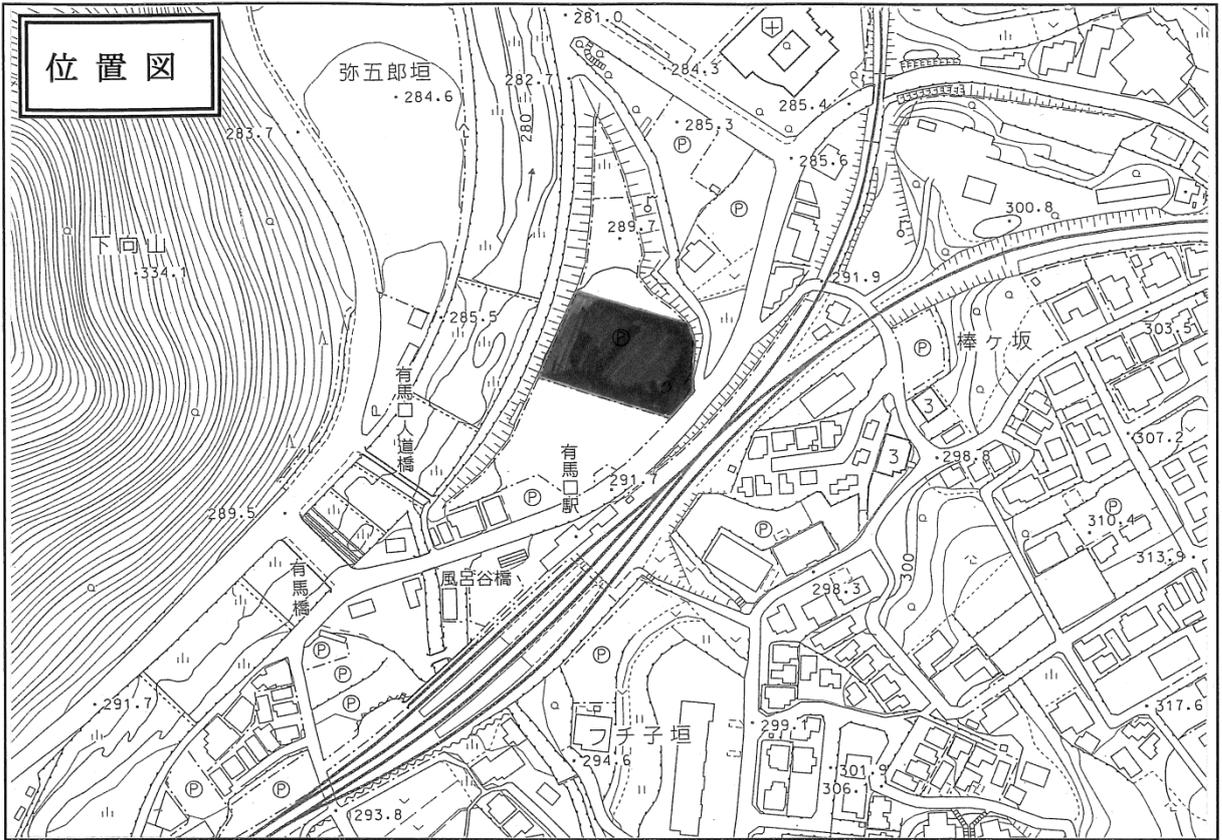
#### ( 画 地 図 )

- 画地図は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくために作成した図面で、現況を全て正確にあらわしたものではありません。現地の状況は、必ず入札参加者ご自身でご確認ください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

## 物件概要書

※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で現地の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

土地の概要	
所在地	神戸市北区有野町唐櫃字弥五郎垣146番2、146番5、 字ケン上畑37番2、 字フチ子垣142番1、143番1、134番3のうち
地目	水道用地
現況	駐車場
貸付面積	1,633.88㎡（概測）
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
貸付期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日（水道局が認める場合、2年間に限り延長することがあります。延長時の貸付面積と貸付期間は、現地で施工予定の工事の進捗により変わります。）
用途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額貸付価格	¥172,000-（税抜き。この金額未満の入札は無効となります。） 契約は、入札額に消費税及び地方消費税（10%）を加算した額を契約月額賃料として締結します。
入札保証金	¥104,000-
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付期間中の管理及び補修等は、すべて落札者の費用と負担で行ってください。</li> <li>・現在当該土地は、賃借事業者の職員駐車場及び時間貸し駐車場として運営されていますが、貸付開始時は、現在設置されている駐車場設備（出入口料金ゲート・アスファルト舗装・車止めブロック・照明設備・看板）のうち、出入口料金ゲート、看板を撤去した状態での引き渡しになります。駐車場管理運営上必要な設備は、落札者で設置してください。</li> <li>・この土地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続きについては、関係行政機関、関係事業者を確認してください。</li> </ul>



## 様 式

- ① 郵送型入札参加申込書兼誓約書・同記入例・・・・・・・・・・ 1 6
- ② 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書・・・・・・・・ 1 8
- ② 委任状・同記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
- ③ 市有不動産借用願兼誓約書（随意契約用）・同記入例・・・・ 2 2
- ④ 入札参加書類送付用宛名ラベル・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4

神戸市水道事業管理者 あて

郵便番号  
郵送型入札参加申込者 住 所  
ふりがな (法人名、代表者名とも)  
氏 名  
電話番号

実印

## 郵送型入札参加申込書兼誓約書

私は、この郵送型入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、参加を申し込みます。落札した場合には、申込物件を神戸市水道局契約規程及び神戸市水道局公有財産管理規程により、落札価格をもって貸し付けてくださるようお願いします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

また、上記の事実の確認のため、申込者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

### 記

#### 1 入札参加申込物件

神戸市北区有野町唐櫃字弥五郎垣 146 番 2、146 番 5、字ケン上畑 37 番 2、  
字フチ子垣 142 番 1、143 番 1、134 番 3 のうち

#### 2 添付書類

- (1) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法人の場合のみ

#### 3 連絡先（文書送付先）※郵送型入札参加申込者と異なる場合にのみ記載してください。

- (1) 郵便番号
- (2) 住 所
- (3) 担当部署（担当者）
- (4) 電話番号及びFAX番号
- (5) 携帯電話番号
- (6) Eメールアドレス

## 【記入例】

令和〇年〇月〇日

神戸市水道事業管理者 あて

記入日

印鑑証明書のとおりに記載してください。ふりがなは、法人名・代表者名と書にもれなく記載してください。

個人（個人商店主含む）の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号

なだ じろう 実印  
灘 次郎

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇  
住 所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号  
ふりがな (法人名、代表者名とも)  
氏 名 株式会社 神戸不動産  
代表取締役 神戸 太郎  
電話番号 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

実印

## 参加申込書兼誓約書

私は、この郵送型入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、参加を申し込みます。落札した場合には、申込物件を神戸市水道局契約規程及び神戸市水道局公有財産管理規程により、落札価格をもって貸し付けてくださるようお願いします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

また、上記の事実の確認のため、申込者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

### 記

#### 1 入札参加申込物件

神戸市北区有野町唐櫃字弥五郎垣 146 番 2、146 番 5、字ケン上畑 37 番 2、  
字フチ子垣 142 番 1、143 番 1、134 番 3 のうち

#### 2 添付書類

- (1) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法人の場合のみ

#### 3 連絡先（文書送付先）※郵送型入札参加申込者と異なる場合にのみ記載してください。

- (1) 郵便番号
- (2) 住 所
- (3) 担当部署（担当者）
- (4) 電話番号及びFAX番号
- (5) 携帯電話番号
- (6) Eメールアドレス



# 神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

個人

神戸市長あて

令和 年 月 日

1. 申請者は、以下のことを誓約します。
  - (1) 納期限が到来している神戸市税に未納がないこと。
  - (2) 上記(1)が事実と相違する場合、神戸市水道局所有地の貸付け入札申込資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。
2. 上記1.(1)の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。
 

全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金を言う。）の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用を、神戸市が調査し、その調査結果を神戸市水道局所有地の貸付け入札申込資格の審査及び確認に利用すること。
3. 上記1の誓約及び2の承諾の有効期限は令和6年3月31日とします。

## 申請者【個人事業者】

(ふりがな)	
商号または名称	
(ふりがな)	
氏名	
生年月日	
事業所の所在地	〒 - 連絡先☎ ( ) -
住民票上の住所 (事業所の所在地と同じ場合は記載不要です)	〒 - 連絡先☎ ( ) -

年 月 日

神戸市水道事業管理者宛

郵便番号  
委任者 住 所  
ふりがな (法人名、代表者名とも)  
氏 名  
電話番号

実印

## 委 任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の貸し付けにかかる郵送型入札への参加及び、賃貸借契約の締結並びにこれらに附帯する一切の権限を委任します。

また上記権限の委任に伴い必要となる下記3及び4の事項については委任者及び代理人（受任者）の双方が確認したことを証します。

### 記

1 入札参加申込物件

神戸市北区有野町唐櫃字弥五郎垣 146 番 2、146 番 5、字ケン上畑 37 番 2、  
字フチ子垣 142 番 1、143 番 1、134 番 3 のうち

2 代理人（受任者）

住 所  
ふりがな  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
電話番号

届 出 印

3 代理人（受任者）本人が確認できるもの（運転免許証・社員証など）の写しを添付すること。

4 郵送型入札参加資格の確認のために、神戸市水道局が、代理人（受任者）の個人情報警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますことを承諾します。

【記入例】

令和〇年〇月〇〇日

神戸市水道事業管理者宛

記入日

印鑑証明書のとおりに記載してください。ふりがなは、法人名・代表者名ともにもれなく記載してください。

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇  
住 所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号  
ふりがな (法人名、代表者名とも)  
氏 名 株式会社 神戸不動産  
代表取締役 神戸 太郎  
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

実印

個人（個人商店主含む）の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号  
灘 次郎 実印

任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の貸し付けにかかる郵送型入札への参加及び、賃貸借契約の締結並びにこれらに附帯する一切の権限を委任します。

また上記権限の委任に伴い必要となる下記3及び4の事項については委任者及び代理人（受任者）の双方が確認したことを証します。

1 入札参加申込物件

神戸市北区有野町唐櫃字弥五郎、  
字フチ子垣 142 番 1、143 番 1、

住民票の住所で本人確認ができるもの（運転免許証等）のとおりに記載してください。

37 番 2、

2 代理人（受任者）

住 所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

ふりがな

氏 名 水道 三郎

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

届 出 印

3 代理人（受任者）本人が確認できるもの（運転免許証・社員証など）の写しを添付すること。

4 郵送型入札参加資格の確認のために、神戸市水道局が、代理人（受任者）の個人情報警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますことを承諾します。

年 月 日

神戸市水道事業管理者 宛

郵便番号  
 願出人 住 所  
 ふりがな (法人名、代表者名とも)  
 氏 名  
 性 別 男・女  
 電話番号



令和6年1月実施郵送型入札（水道局所有地貸付）随意契約用

## 市有不動産借用願兼誓約書

『「郵送型入札」による神戸市水道局所有地の貸付け』実施要領【令和6年1月実施】及び賃貸借契約書等を承知のうえ、下記のとおり借用を願います。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

### 1. 月額賃料希望価格

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一

(税抜き月額)

### 2. 物件の表示

所在地
神戸市北区有野町唐櫃字弥五郎垣 146 番 2、146 番 5、字ケン上畑 37 番 2、字フチ子垣 142 番 1、143 番 1、134 番 3 のうち 1,633.88 m <sup>2</sup> 駐車場

### 3. 添付書類

- ① 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ② 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕※法人のみ

※いただいた個人情報を契約資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

【記入例】

令和〇年〇〇月〇〇日

神戸市水道事業管理者 宛

記入日

印鑑証明書のとおりに記載してください。ふりがなは、法人名・代表者名ともにもれなく記載してください。

個人（個人商店主含む）の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号

なだ じろう 灘 次郎

実印

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇  
住所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号  
ふりがな (法人名、代表者名とも)  
氏名 株式会社 神戸不動産  
代表取締役 神戸 太郎  
性別 (男)・女  
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

実印

市有不動産借用契約書 (水道局所有地貸付) 随意契約用

市有不動産借用願兼誓約書

※算用数字ではっきりと記載してください。

※金額は、税抜きで記載してください。契約は、記載されている希望価格に消費税及び地方消費税（10%）を加算した金額（小数点以下は切り捨て）を契約月額賃料として締結します。

※金額初めの数字の前に必ず「¥」マークを記入してください。

「¥」マークの記入が無い場合は、無効となります。

※金額を訂正する場合は、必ず二重線により末梢のうえ、実印で訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。

賃貸借契約書

第2条第6号に

その他暴力団

を有している

第5条に該当

1. 月額賃料希望価格

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
			¥	○	○	○	○	○	○

(税抜き月額)

2. 物件の表示

所在地
神戸市北区有野町唐櫃字弥五郎垣 146 番 2、146 番 5、字ケン上畑 37 番 2、字フチ子垣 142 番 1、143 番 1、134 番 3 のうち 1,633.88 m <sup>2</sup> 駐車場

3. 添付書類

- ① 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ② 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕※法人のみ

※いただいた個人情報を契約資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

●宛名ラベル

コピーしてご利用ください。

〒650-0016

神戸市中央区橋通3丁目4番2号

神戸市水道局経営企画課（活用ライン） 宛

# 賃貸借契約書

## 賃貸借契約書

貸主神戸水道事業管理者（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、末尾物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の賃貸借につき、次の各条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有に係る本件土地を一時の使用を目的として乙に賃貸し、乙は、これを甲から賃借する。

（用途指定）

第2条 乙は、本件土地を平面駐車場の用途にのみ使用するものとし、建物所有その他の目的に使用してはならない。

2 乙は、本件土地を風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用、暴力団の事務所その他これに類する施設の用、公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣の住民の迷惑となる目的の用に使用してはならない。

（郵送型入札での条件の遵守）

第3条 乙は、令和6年1月に甲が実施した『「郵送型入札」による神戸市水道局所有地の貸付け』実施要領（以下「実施要領」という。）に提示された条件等を遵守しなければならない。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の契約期間は、乙が申し出、甲が認める場合、2年間に限り契約を延長することができる。ただしその場合の貸付面積及び貸付期間は、甲が現地で施工する工事の進捗に伴って変更するものとする。

（土地の引渡し）

第5条 甲は、前条第1項に定める契約期間の初日に、現状有姿で本件土地を乙に引き渡ししたものとす。

（賃料）

第6条 賃料は、月額¥, （消費税込み）とする。ただし、甲は、契約期間中であっても、近隣地域等における賃料水準、経済事情の変動等により、本件土地の賃料が不相当と認められるに至ったときは賃料を改定することができるものとする。ただし、実施要領記載の最低月額貸付価格を下回ることはできない。

2 第4条第2項に基づき貸付面積を変更した契約を締結する場合において、月額賃料は次の算式によるものとする。

本契約書第6条第1項記載の税込月額賃料÷本契約書物件目録記載の貸付面積×変更後貸付面積＝月額賃料（円未満切り捨て。消費税込み）

3 前2項の賃料は、税法の改正により消費税及び地方消費税相当額の税率が増減した場合には、改

正税法施工日以降における増減後の税率により計算した賃料額とする。

(賃料の支払)

第7条 乙は、前条の賃料を、次の各号に掲げる賃料の区分に応じ、当該各号に定める支払期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

(1) 前期(4月1日から9月30日までの期間をいう。)の賃料 4月1日から4月30日まで

(2) 後期(10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)の賃料 10月1日から10月31日まで

なお、支払期日が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期日とし、また、支払期日が休日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

(遅延利息)

第8条 乙は、第6条の賃料を支払期日までに支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ年14.6%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

(善管注意義務)

第9条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって本件土地を管理しなければならない。

(紛争等の処理)

第10条 本件土地の使用に伴う第三者との紛争その他の諸問題は、乙の責任と負担において解決するものとする。

(費用負担)

第11条 甲は、本件土地の修繕義務を負わないものとし、本件土地の維持、保存等に要する経費はすべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本件土地の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものである場合であっても、本件土地の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害の賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(転貸等の禁止)

第13条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

(1) 本契約によって取得した権利を譲渡し、又は本件土地を転貸すること。

(2) 本件土地の用途又は形状を変更すること。

(3) 本件土地上に第2条第1項に定める用途以外の仮設物を建設すること。

(違約金)

第14条 乙は、第2条、第9条若しくは前条の規定に違反したとき又は第24条の規定に該当するときは、違約金として違反時の月額賃料の12か月分に相当する金員を、甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であって、第22条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第1項の規定は、第18条第1項に規定する甲の契約解除権の行使を妨げないものとする。

(実地調査等)

第15条 甲は、必要であると認めたときは、乙の使用状況について質問し、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができるものとする。この場合において乙は、調査、報告等

を拒み又は妨げてはならない。

(通知義務)

第16条 乙は、本件土地の現状に変更があるとき又は変更のおそれがあるときは、直ちに甲に対してその状況を通知しなければならない。

(住所等の変更の届出義務)

第17条 乙は、その住所又は氏名に変更があったときは、速やかに甲に対して届け出なければならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときは本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が第2条の規定に違反したとき。
- (2) 乙が第7条の規定に違反して賃料の支払いを6か月以上遅延したとき。
- (3) 乙が第13条の規定に違反したとき。
- (4) 第24条の規定に該当するとき。
- (5) その他乙が本契約で定めた義務を履行しないとき。

2 甲は、契約期間中であっても、本件土地を公用、公共用に供するため必要とするときは、予告のうえ本契約を解除することができるものとする。

3 乙は、契約期間満了前に契約を解除しようとする場合、6か月前までに甲に申し出なければならない。この場合の解除日は6か月後の月の末日とする。

(契約の失効)

第19条 天災地変その他の不可抗力により本件土地の全部又は一部が滅失し又は毀損し、乙の目的が達せられなくなったときは、本契約はその効力を失うものとする。

(費用償還請求権の放棄)

第20条 乙は、本件土地に投じた必要費及び有益費があっても、これを甲に請求できないものとする。

(土地の返還及び原状回復義務)

第21条 乙は、本契約が終了する日までに（第18条第1項の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、甲の指定する期日までに）、乙の費用をもって本件土地を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを要しないと認めたときはこの限りでない。

(損害の賠償)

第22条 乙は、本契約に定める義務を履行しなかったため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第23条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等に対する除外措置)

第24条 本契約締結にあたり乙が提出した郵送型入札参加申込書兼誓約書の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合には、甲は乙に対して第14条の規定に基づく違約金の請求、第18条の規定に基づく契約の解除を行うことができる。

(裁判管轄)

第25条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、本件土地の所在地を管轄する裁判所をもって、その管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第26条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合又は本契約に規定のない事項で解決を要する問題が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区橘通3丁目4番2号

甲 神戸市水道局

代表者 神戸市水道事業管理者 藤原 政幸 (印)

住 所

乙

氏 名 (印)

【物件  
所  
地  
賃

○委任状により、代理人による入札を届けている場合は、必ず下記(例)のとおり記載してください。

住 所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号  
乙 株式会社神戸不動産  
氏名 代表取締役 神戸 太郎

1番3のうち

住 所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号  
乙代理人

氏 名 水道 三郎

(届出印)

【 問 い 合 わ せ 先 】

**神戸市水道局経営企画課（活用ライン）**

〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番2号

神戸市水道局総合庁舎4階

電話 078-381-7836 (直通)

FAX 078-381-7522

Eメールアドレス [katsuyou\\_wb@office.city.koube.lg.jp](mailto:katsuyou_wb@office.city.koube.lg.jp)

(メールアドレスに数字は含まれていません)